

府有建築物の屋根貸しによる

太陽光パネル設置促進事業（平成29年度）に係る

事業者募集要項

平成29年9月

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課

府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業(平成29年度)に係る事業者募集要項

【目次】

1. 事業の目的.....	- 1 -
2. 公募概要 .....	- 1 -
3. 条件等.....	- 2 -
4. 募集スケジュール.....	- 5 -
5. 応募資格 .....	- 5 -
6. 募集要項及び資料に関する質問の受付.....	- 7 -
7. 現地確認及び参考図書の交付 .....	- 7 -
8. 参加申込書の提出.....	- 8 -
9. 参加資格確認及び審査方法等 .....	- 10 -
10. 使用料提案書の提出 .....	- 10 -
11. 使用料提案書の開封 .....	- 11 -
12. 事業者の決定 .....	- 12 -
13. 事業に係る協定書締結及び行政財産使用許可手続き .....	- 12 -
14. 失格事由.....	- 12 -
15. 留意事項.....	- 12 -
16. 担当窓口.....	- 13 -
別紙1：対象施設一覧.....	- 14 -
別紙2：現地説明会の日程 .....	- 15 -
別紙3：予想されるリスクと責任分担 .....	- 16 -

## 1. 事業の目的

大阪府（以下「府」という。）では、「おおさかエネルギー地産池消推進プラン」に基づき、エネルギー源の多様化・分散化などを図るため、太陽光発電の普及拡大を図っています。

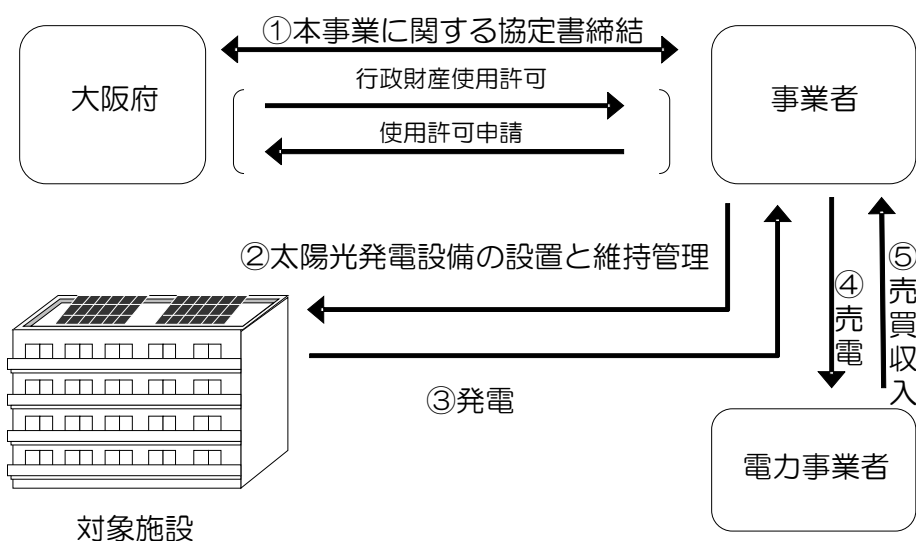
そこで府では、活用可能な屋根スペースを「太陽光発電を行う目的で」民間事業者へ地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき行政財産の使用許可をすることで、再生可能エネルギーの創出を目指します。

## 2. 公募概要

### （1）公募する事業者の役割

府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業（以下「本事業」という。）に参加しようとする者は、府が指定する府有建築物（以下「府有施設」という。）で構造上の安全性や採算性が確保できると見込まれる場合に、本事業に応募する。

本事業の事業者として決定された者（以下「事業者」という。）は、府と本事業に関する協定書を締結した上で、対象施設の屋根等に係る行政財産使用許可を受け、使用料を納付して、本事業を行うものとする。



### （2）公募する府有施設の概要

#### ① 対象施設

対象施設は、別紙1による。

#### ② 太陽光発電設備の設置容量

設置する太陽光発電設備の設置容量は事業者の提案による。

### (3) 事業期間

売電の期間は、事業者の提案により20年以内とする。

また、府が屋根や屋上の使用を許可する期間は、前記売電の期間の他、太陽光発電設備の設置に要する期間や撤去及び原状回復に要する期間を含め、これを事業期間とする。

ただし、行政財産使用許可の期間は5年間とし、事業期間の間、更新手続きを行うものとする。（行政財産使用許可の期間は設置及び撤去にかかる期間を含む。）

## 3. 条件等

### (1) 屋上等使用料

① 屋上等使用料は、提案により94円/㎡・年（税抜き）以上とする。

② 年間の使用料は、次の算式により求めた金額とする。

年間の屋上等使用料＝提案した金額×使用する面積（小数第3位以下は切り捨て）

※ 使用する面積の算定については、建物の屋上、屋根及びその他の建物の部分並びに土地に、本事業の目的で設置する機器・配線・支柱等の使用面積（水平投影面積）の合計とする。

a. 使用料の支払いは、1年分を毎年府が指定する期日までに前納するものとする。

b. 大阪府公有財産規則（昭和43年大阪府規則第30号）第27条の2に基づき乗じた額（消費税及び地方消費税相当額）及び同規則第28条（行政財産使用許可に伴い府の負担金が生じた場合、それに相当する額）を加えた金額を使用料額とし、大阪府公有財産規則に改定があった場合は、使用料額は変更するものとする。

c. 年度途中の使用開始又は終了の場合は、使用の日から又は終了の日まで年間の使用料を日割り計算し、府が指定する期日までに前納するものとする。

d. 使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円とする。

e. 納付した使用料は、還付できないものとする。

### (2) 太陽光発電設備及び設置方法に係る条件

① 太陽光発電設備の設置にあたっては、次に掲げる事項を遵守する。

a. 太陽光発電設備の維持管理に加え、対象施設の屋上に設置済みの他の設備等のメンテナンスに支障を生じない計画とする。

b. 原則として既設設備の改修（アンテナの移設、TV配線の切り回し等）を伴わない計画とする。

c. 設置場所敷地内及び設置場所周辺建物等へ光害等の被害を起さないよう、十分配慮する設計・施工とすること。また、被害を及ぼした場合は、事業者の責任により対応すること。

d. 設置場所敷地内及び設置場所周辺建物等へ太陽光発電設備下部等に鳥獣が巣を作り糞害等の被害を起さないよう、十分配慮する構造とすること。また、被害を及ぼした場合は、事業者の責任により対応すること。

② 太陽光発電設備の設置検討及び施工については、次に掲げる事項を遵守する。

a. 対象施設の屋根に対する積載荷重及び風荷重等に関する考え方は建築基準法施行令39条によるものとし、建築図面・構造計算書等を確認及び現地視察状況を加味し、構造上の安

全を証する書類を提出するものとする。

- b. 対象施設の屋上設置の施工管理にあたっては、「一級建築士」又は建築一式工事に係る「監理技術者又は主任技術者」が確認するものとする。
  - c. 太陽光発電設備設置時を含む事業期間内に必要な防水施工を行うとともに、防水施工者からの保証を得られるものとする。万が一、太陽光発電設備の設置に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任において速やかに防水機能の回復等必要な対応をすること。
  - d. 太陽光発電設備の落下や雨漏り等が生じないように十分な措置を講じること。また、太陽光発電設備の設置に伴い府又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任で対応すること。
  - e. その他、施設毎の詳細条件（留意事項等）については、別紙1によるものとする。
- ③ 電気設備工事については、次に掲げる事項を遵守する。
- a. パワーコンディショナ等の設置場所は、施設管理者との協議による。
  - b. 太陽光発電設備に係る、配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、施設管理者との協議による。
  - c. 太陽光発電設備の設置に際しては、対象施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、施設管理者と事前協議を行い、その指示に従うものとする。
  - d. 既設電気設備が、自家用電気工作物施設の場合、既設保安規定の変更（保安区域の変更を含む）に伴う、申請書等の作成等必要な手続きの補助を行うこと。作成等に要する経費についても事業者の負担とする。
  - e. 災害時や計画停電時などの非常時には、太陽光発電による電力を、設置した施設が無償で使用できるように、防災コンセント（単相100V、2個口）1箇所を設置する。設置場所は、一般の立ち入りが容易な場所とし、施設管理者との協議による。

### （3）その他留意事項等

- ① 本事業を行う事業者は、次に掲げる事項を遵守する。
- a. 太陽光発電設備に係る設計、材料、施工、各種協議及び本事業に関係してその他関係法令に基づき必要な手続等に係る一切の費用は事業者の負担とする。また、申請者が府となる手続きについても資料作成等に協力すること。
  - b. 太陽光発電設備に係る設計、材料、施工、維持管理にあたっては、電気事業法、建築基準法等の関係法令を遵守するものとする。
  - c. 事業者は、対象施設及び周辺地域の居住者に対して、工事内容及び安全対策等についての説明を行うものとする。また、説明を行う際には、事前に府まで上記に係る内容及び日程等について通知したうえで実施すること。
  - d. 設置工事に伴い必要となる近隣への説明、近隣への騒音、振動、ほこり等の工事公害及び太陽光発電設備を設置したことにより起因する周辺への影響に対する対策及び対応は、事業者の責任において行うこと。

e. 設置工事の実施時期や期間等によっては、利用者等の安全性を考慮し、施設管理者と調整の上で仮囲いその他の対策を講じること。

f. 日常点検、メンテナンス等、太陽光発電設備に係るすべての維持管理は事業者が行うものとする。

なお、台風シーズン前に点検を行い、点検結果を府へ提出すること。不具合が生じている場合については、事業者の負担で補修等を行うこと。

また、地震、台風等の災害発生後は、原則として、太陽光発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

g. 天候による発電量の変動、太陽光発電量の減衰、売電価格の下落等、発電量に関するリスクはすべて事業者が負うこと。（屋上等使用料の変更は行わない。）

h. 売電期間終了時には、事業者の負担と責任において設置した太陽光発電設備を撤去し、屋根等を原状に回復して使用部分を返還すること。返還時には、府に回復状況の確認を受けること。

ただし、施設管理者が設備の無償譲渡を認める場合は、この限りでない。

i. 府の都合（経年劣化等）により屋上の防水改修工事を行う場合、当該工事に支障がある場合は、事業者の負担により太陽光発電設備の一時撤去・保管及び再設置を行うこと。なお、その場合の売電料の補償は行わない。なお、工事期間は1～2か月程度を想定しており、事業者に対して事前に工事内容及び時期についての説明を行う。この説明に対して事業者は意見を述べる事ができ、府は合理的かつ可能な範囲で対応するものとする。

j. 事業遂行にあたって必要と考える損害保険や賠償責任保険に加入すること。

k. 本事業によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡することは禁ずる。但し、府から事前に承諾を得た場合にはこの限りではない。また、太陽光発電設備を第三者に貸与、担保等の目的に供してはならない。

1. 予想されるリスクと責任分担は別紙3のとおりとする。

② 太陽光発電設備設置工事の際、作業ヤード、資材置場の用地等については、事業者自らにより確保するものとする。ただし、施設管理者と協議の上、対象施設内で使用可能な場合は、行政財産使用許可等の必要な手続きを行うものとする。

③ 事業期間中、府の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋根等の立ち入りに支障を生じないようにすること。なお、その場合の感電防止等の安全対策を講じること。

④ 太陽光発電設備の設置及び管理にあたっては、施設管理者と協議するとともに、施設の構造、設備等に損害を与えないよう十分注意すること。万が一損害が生じた場合は、事業者の責任において速やかに原状回復すること。

⑤ 事業期間中の発電量実績や事業収支状況等を定期的(四半期毎以上)に府に報告すること。

⑥ 事業期間中、事業者の責で止むを得ず事業遂行が困難になった場合又は困難が予想される場合にあつては、府と協議の上、事業者の責任と負担により速やかに屋根等を原状回復し、使用部分を返還すること。また、返還時には府に回復状況の確認を受けること。

ただし、施設管理者が設備の無償譲渡を認める場合は、この限りでない。

⑦ 対象施設の統廃合等により、やむを得ず太陽光発電設備の移設又は撤去が必要となる場合、府は事業者に設備の移設又は撤去を求めることができるものとする。この場合の費用は、双

方で協議の上、合理性が認められる範囲で府が負担するものとする。

- ⑧ 太陽光発電設備に賦課される公租公課は、事業者において負担すること。
- ⑨ 事業者として選定された場合、府との間で本事業に関する協定書を締結するものとする。事業者が協定書に定める義務を履行しない場合には、府は協定を解除することができる。また、事業者が行政財産使用許可書の内容に違反したときは、行政財産使用許可を取り消すことができる。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復し、使用部分を返還すること。
- ⑩ 平成29年度内に、太陽光発電設備を設置し事業を開始、又は電気事業者と接続契約の締結を行い、かつ、経済産業大臣の事業計画認定を取得すること（その他関係法令に基づき必要な諸手続き（自家用電気工作物保安規定等）を含む。）。また、平成30年11月までに、上記事業計画認定関係の書類と併せて、設置を予定している設備についての契約書、若しくは発注書及び発注請け書、又は自ら製造していることを証明する書面を提出すること。この書類の提出がない場合については、府は協定を解除することができる。

#### 4. 募集スケジュール

a. 公告日	平成29年9月29日（金）
b. 質問受付期間	平成29年9月29日（金）～10月26日（木）
c. 参考図書交付期間	平成29年9月29日（金）～11月9日（木）
d. 現地説明会	平成29年10月19日（木）、10月20日（金）
e. 参加申込受付期間	平成29年10月23日（月）～11月9日（木）
f. 屋上等使用料提案受付期間	平成29年11月21日（火）まで（必着） 参加申込受付後、府から指定の使用料提案書を送付する。
g. 事業者の決定	平成29年11月22日（水）
h. 本事業に関する協定書締結 及び 行政財産使用許可手続き	事業者決定後、工事等開始までに完了
i. 各種申請手続き（電気事業者等）	平成30年3月末までに完了
j. 工事	平成31年3月末までに完了

#### 5. 応募資格

##### （1）提案者の資格

- ① 提案者は、本事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有する単独企業又は法人格のある団体（以下「法人等」という。）又はグループ（複数の法人等の共同体）とする。
- ② グループで応募する場合は、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等（以下「代表企業」という。）をあらかじめ定めること。原則として、設置する太陽光発電設備の所有及び管理の主体を一元化すること。また、グループの構成員の全てを明らかにし、役割分担を明確にすること。

- ③ 提案者は、応募を含む本事業に係るそれ以降の諸手続を行う。
- ④ なお、使用料提案書の提出後において、事業運営を目的とした特定目的会社等を設立することも可能とする。ただし、「応募時のグループの構成員」と「特定目的会社設立後の特定目的会社とそれ以外の企業からなるグループの構成員」は同一性があること。さらに、特定目的会社への移行手続の際は、グループ全構成員の同意、及び府の承諾のもとに、事業を引き継がなければならない。また、特定目的会社は、応募当初の事業役割を担うものと同一性があること。
- ⑤ 提案者は、資格確認書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

## (2) 応募資格の制限

次に掲げるものは、提案者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 本募集要項の公表（以下「公表」という。）の日から事業者の決定の日までの期間に、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者。又は同要綱別表に掲げる事項に該当する者。
- ③ 公表の日から事業者の決定の日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- ④ 公表の日から事業者の決定の日までの期間に、大阪府暴力団排除条例により制限を受けている者。
- ⑤ 暴力団員が経営する法人等又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等及びこれらに準ずる者。
- ⑥ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号若しくは第4号の規定に該当する者と認められるとき。
- ⑦ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑧ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく



更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑩ 資格確認書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ⑪ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は本事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。

## 6. 募集要項及び資料に関する質問の受付

本要項及び資料に関する質問は、次により行う。

### ① 質問の方法

質問は、質問書(様式1-1)により提出すること。

また、電話、FAX、持参及び郵送等は不可とし、次の府電子メールアドレス宛てに、所属(団体名、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を添えて、送付する方法による。

[enesei.saku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:enesei.saku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp)

なお、メールのタイトルは「屋根貸し事業に関する質問」とすること。

### ② あて先

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ(電話:06-6210-9254)

### ③ 受付期間

平成29年9月29日(金)～10月26日(木)

(10月26日の午後4時までに必着(府が受信完了)のこと)

### ④ 回答

回答は文書で行い、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

回答書は、質問の受付後、順次、エネルギー政策課のホームページに示す。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に内容の確認を行うこと。

回答の内容を確認しなかったことによる、提案者が被った損失について、府は一切の責めを負わない。

## 7. 現地確認及び参考図書の交付

### (1) 現地確認への参加要領

#### ① 申込みの方法

書式は自由とする。

また、電話、FAX、持参及び郵送等は不可とし、次の府電子メールアドレス宛てに、所属(団体名、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)、参加人数、当日の電話連絡先を添えて、送付する方法による。

[enesei\\_saku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:enesei_saku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp)

なお、メールのタイトルは「屋根貸し事業の現地確認申込み」とすること。

日時・場所については、別紙 2 による。

② あて先

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ（電話：06-6210-9254）

③ 受付期間

平成29年9月29日（金）～ 希望する現地確認日の前日の正午までに必着（府が受信完了）のこと

## （2）参考図書の交付について

参考図書（建築図、構造計算書、電気図及び本事業において締結する協定書（案））の交付は、ネット上からダウンロードする方法とし、申込みの方法は次による。

① 申込みの方法

申込みは、参考図書交付申込書（様式 1 - 2）に必要事項を記載の上、次の府電子メールアドレス宛てに、所属（団体名、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を添えて、送付すること。

[enesei\\_saku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:enesei_saku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp)

なお、メールのタイトルは「屋根貸し事業の参考図書交付申込み」とすること。

メールの受信確認後、記載された連絡先に、府からダウンロード方法を通知する。

② あて先

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ（電話：06-6210-9254）

③ 交付期間

平成29年9月29日（金）～11月9日（木）

（11月9日（木）の午後4時までに必着（府が受信完了）のこと）

④ その他注意事項

図面と現況が異なる場合は現況優先となるため、現地確認の際に確認すること。

## 8. 参加申込書の提出

### （1）提出方法

使用料提案書を提出する者は、事前に必ず参加申込書を提出すること。

- ① 受付期間 平成29年10月23日（月）～11月9日（木）（土、日、祝祭日を除く）  
午前9時30分から12時及び午後1時から4時まで
- ② 提出方法 持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」）による。  
（11月9日（木）午後4時必着）
- ③ 提出先 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号(大阪府咲洲庁舎22階)  
大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ

### （2）提出書類

① 参加申込書（様式2-1）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成すること。

② グループ構成表（様式2-2）

提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚え書き等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

③ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。ただし、登録印鑑の変更をした場合には、変更後の証明書を提出すること。

④ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。なお、写しでも可。

⑤ 納税証明書

下記(a)、(b)について各1通ずつ綴じたもの。写しでも可。

(a) 国税にあっては、最新決算年度の確定申告分の法人税の納税証明書を提出すること。

(b) 府税にあっては、「府税に係る徴収金について未納の徴収金がない」旨の納税証明書を提出すること。なお、府内に事業所がない法人にあっては、本店所在地の都道府県における都道府県税に係る徴収金について未納がないことを証明する納税証明書を提出すること。いずれも受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。

⑥ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。なお、写しでも可。

また、提案者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書（報告書を作成していない場合は、税務申告書）の写しを併せて提出する。

⑦ 企業概要（様式3-1～3-3他）

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数、有資格技術職員内訳表（様式3-1）、総括責任者・主任技術者表（様式3-2）、企業状況表（様式3-3）等

なお、様式のあるものについては、様式に従い作成することとするが、上記の内容を全て含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

⑧ 誓約書（様式4-1）

⑨ 大阪府暴力団排除条例にかかる誓約書（様式4-2）

⑩ 事業計画書

事業計画の内容を様式5～8に従い提出する。

・様式5：事業計画概要書

- ・様式6：経営状況及び資金計画等
- ・様式7-1：太陽光発電設備概要
- ・様式7-2：太陽光発電設備の配置図
- ・様式8：太陽光パネル設置に対する積載荷重及び風荷重等の確認

※③～⑨については、構成する者全てを添付すること。

※様式6（別紙1）の支出内訳については記載しないこと。事業者決定後、決定事業者は支出内訳を記載したものを改めて提出のこと。

### （3）提出部数

原本1部（様式2-1～様式8）、写し1部（様式2-1～様式8）、  
電子データ（CD-R）1部

（様式2-1～様式8については、ファイル綴じしたものとする。）

なお、データ提出におけるファイル形式は、Adobe Acrobat PDF形式、Microsoft Word DOC形式又はMicrosoft Excel XLS形式によるものとする。

## 9. 参加資格確認及び審査方法等

### （1）確認及び審査方法

参加申込で提出された資料に基づき参加資格の確認及び審査を行い、適正と認められる者に参加申込受付確認書及び使用料提案書をメールにて送付する。

確認及び審査により不適正と認められる申込についてもその旨メール等で連絡する。

万一、平成29年11月15日（水）までに連絡がない場合は、大阪府環境農林水産部エネルギー政策課スマートエネルギーグループまで連絡すること。（電話：06-6210-9254）

### （2）審査基準

参加申込にて審査する基準は概ね次のとおりとする。

評価項目		評価基準
安全性への配慮	積載荷重及び風荷重等に関する考え方は適切で、安全性を考慮されたものとされているか。	様式8に基づき審査を行う。
事業計画	提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できるか。	様式6に基づき審査を行う。
	事業収支の見込み等を考慮して、適切な事業計画がなされており、当該計画が信頼できるか。	様式6（別紙1）に基づき審査を行う。

※基準を満たさない場合は失格とする。

## 10. 使用料提案書の提出

使用料提案書の提出方法は郵送とする。参加申込受付後に府から送付する使用料提案書に必

要事項を記入し、使用料提案書のみを提出用封筒（白色）に入れたうえで封をし、郵送用封筒（茶色）により、簡易書留で使用料提案書受付期間までに必着で郵送すること。（提案書提出用封筒及び郵送用封筒の様式は、使用料提案書と併せて、別紙にて連絡する。）

#### （１）受付期間及び提出方法

- ① 受付期間 平成29年11月21日（火）まで（必着）
- ② 提出方法 郵送（「簡易書留」）による。
- ③ 提出先 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎22階  
大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ
- ④ その他 最終日（平成29年11月21日（火））に限り、9時30分から17時30分までの間に、大阪府環境農林水産部エネルギー政策課スマートエネルギーグループに持参することをもって、郵送に代えることができる。）

#### （２）使用料提案に当たっての注意事項

- ① 使用料提案書に記入する金額は、1㎡あたりの行政財産使用料単価（年額）で、アラビア数字(0、1、2、3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、金額を記入すること。なお、使用する通貨は、日本国通貨に限る。
- ② 提出済の使用料提案書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は、撤回をすることができない。
- ③ 次のいずれかに該当する提案は、無効とする。
  - ア 提案金額が最低行政財産使用料単価（94円／㎡・年（税抜き））に達しない提案
  - イ 応募資格及び条件を備えていない者がした提案
  - ウ 指定の日時まで府に到着しなかった提案
  - エ 所定の使用料提案書によらない提案
  - オ 提案者の記名押印がない提案
  - カ 提案者が1者で2枚以上の提案をした場合、その全部の提案
  - キ 提案者及びその代理人がそれぞれ提案した場合、その双方の提案
  - ク 提案金額、提案者の氏名その他主要部分が識別し難い提案
  - ケ 提案金額を訂正した提案
  - コ 提案に関し、不正な行為を行った者がした提案
  - サ 本募集要項に違反した提案

### 1 1. 使用料提案書の開封

#### （１）開封日時及び場所

- ① 日時 平成29年11月22日（水） 午前10時00分開始
- ② 場所 大阪府咲洲庁舎 2 3階会議室  
（大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎23階）
- ③ その他

使用料提案書開封時の立会いは任意だが、立会いを希望する場合は次の点に注意すること。

ア 民間駐車場若しくは、電車・バス等の公共交通機関を利用すること。

イ 当日の受付は、開始時刻の**20**分前から行う。

ウ 開始時刻までに受付を済ませること。開始時刻を過ぎると、会場へ入場できない。

エ 参加申込受付後に府から送付する参加申込受付確認書を持参すること。

オ 会場入場の際、参加申込受付確認書によって、本人であることの確認を行う。なお、提案者以外の者は、立ち会うことはできない。会場への入場は、提案者1者につき、合計2名までとする。

## 1 2. 事業者の決定

事業者は次の方法により決定する。

- ① 有効な使用料提案を行った者のうち、使用料提案書に記入された1㎡あたりの行政財産使用料単価（年額）が、府の定める最低行政財産使用料単価以上で、かつ、最高の価格をもって提案した者とする。
- ② ①に該当するものが2者以上あるときは、開封後直ちに行うくじ引きにより決定する。（この場合、提案者はくじ引きを辞退できない。）
- ③ 提案者が開封会場に不在の場合には、府の指定した者が当該提案者に代わりくじを引く。
- ④ 事業者が辞退、もしくは内定を取り消された場合には、次順位の提案者を内定とする。
- ⑤ 結果は速やかに府ホームページで公表する。公平性・透明性確保のため、結果（事業者名、所在地、使用予定面積、提案使用料等）をホームページ等で公表するため、このことを了承した上で応募すること。

## 1 3. 事業に係る協定書締結及び行政財産使用許可手続き

事業者となった者は、本事業の実施にあたり速やかに府と協定書を締結すること。

また、施設の使用にかかる行政財産使用許可の手続きについて、施設の行政財産管理者に対して、別途府が定める様式による行政財産使用許可申請書を提出するものとする。

## 1 4. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 応募資格に該当しないことが判明した場合。
- ④ 参加申込書の審査において基準を満たさないと判断された場合。
- ⑤ 事業者の選定に関する公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑥ 本要項に違反すると認められる場合。

## 1 5. 留意事項

- ① 費用負担

応募に関し必要な費用は、提案者の負担とする。

② 提出書類の取扱い・著作権

参加申込の際に提出された書類に係る著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業に係る場合に限り、府は申込書類に記載されたデータを使用できるものとする。なお、申込書類は返却しない。

③ 府からの提示資料の取扱い

府が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤ 複数の提案者の構成員となることの禁止

1つの提案者の構成員は、他の提案者の構成員となることはできない。

⑥ 構成員の変更の禁止

提案者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、府と協議を行い、府がこれを認めたときはこの限りではない。

⑦ 提出書類の変更禁止

原則として提出書類の変更はできない。なお、事務局は必要に応じ、提出書類以外に資料や図面等の提出を求める場合がある。

⑧ 提出書類の保管

申込内容について照会、確認を行う場合があるので、申込書類一式は、必ず写しを保管しておくこと。

⑨ 個人情報の収集及び提供

- ・ 事業者が法人等の場合で、府（施設の行政財産管理者）から提出の求めがあったときは、速やかに府が定める様式による誓約書及び履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書並びに役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）を提出すること。
- ・ 提案者が大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、府は同条例第24条第2項の規定に基づき、提案者から提出のあった履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供する。

⑩ 参加申込受付後の取扱い

申込内容や確認及び審査に関する質疑、照会には応じられない。

## 16. 担当窓口

本事業の公募に係る事務局は、次のとおり。

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号（大阪府咲洲庁舎22階）

電話：06-6210-9254

FAX：06-6210-9259

## 別紙 1 : 対象施設一覧

No	施設名 (所在地)	建物名 竣工年	構造 階数	積載荷重[/ $\text{m}^2$ ]			屋根形状	使用可能 屋上面積 (概数)
				床・小梁 用	大梁・ 柱用	地震用		
1	大阪府動物愛護管理センター (大阪府羽曳野市尺度53 番地の4)	センター棟 平成29年度	RC造 2階	900N	650N	300N	勾配屋根	152 $\text{m}^2$
				2,500N	2,000N	1,000N	陸屋根	130 $\text{m}^2$
								282 $\text{m}^2$

- ・当該建築物の屋根については新築時に上記のとおり設計している。
- ・使用可能屋上面積については、あくまでも概算値であるため、詳細は現地確認及び図面確認等の上、事業可能性も含め判断し提案すること。

### 【留意事項】

- 対象施設の屋根への設置については、次に掲げる事項を遵守すること。
  - ・陸屋根：太陽光発電パネルを設置するためのRC基礎を設置済みであり、本基礎に架台を設置すること。
  - ・勾配屋根：施設の屋根に穴をあけない、また損傷させない工法でパネルを設置すること。  
勾配屋根の仕様は「ヨドルーフ瓦棒400」、その勾配は24/100
- 対象施設から最寄の関電柱までは既設の予備配管（100φ）を使用することができる。  
(距離は150 m 以上)
- 工事に関して、施設管理者等と調整を行うこと。
- 対象施設は瑕疵保証期間中のものであることを認識のうえ設置工事を行うこと。
- 施設の防災訓練時等、必要に応じて本事業で設置する防災コンセントの使用を求める場合がある。その際、設置した施設が一時的に太陽光発電による電力を無償で使用できるよう協力を行うこと。
- 太陽光発電設備設置後は、府に完成図（製本までは求めない。）を2部提出のこと。



## 別紙 2 : 現地説明会の日程

対象施設の現地確認は次の日程で予定しているので、本募集要項 7 (1) に記載する方法により事前連絡の上、指定時刻までに現地に集合 (時間厳守) のこと。

1 回目と 2 回目の内容は原則として同一であるため、希望する日程で参加のこと。

集合場所等詳細については、申込みをしたものに対し、別途連絡する。

No	施設名	日程	開始時間	最寄駅 (沿線)
1	大阪府動物愛護管理センター	【第1回】 10月19日(木) 【第2回】 10月20日(金)	13:00 13:00	古市駅 (近鉄南大阪線) <タクシーで約10分>

(※ 1) タラップでの昇降箇所があるため、安全带およびヘルメットを必ず持参のこと。

(※ 2) 当該日程に限り、車での来場が可能である。

### 別紙3：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本府	事業者
共通	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	太陽光発電設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	施設の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスク保証する保険		○
	事業の中止・延期	本府の指示によるもの（事業者に起因する事象を除く）	○	
	発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○	
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価	物価変動		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による発電開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	屋上等使用料の支払が遅延する場合の事業継続不能		○
	金利	市中金利の変動		○
	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本府の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の変動		○
	施設損傷	太陽光発電設備に係る事故・火災による本府施設及び太陽光発電設備の損傷		○
		太陽光発電設備に起因する本府施設への障害		○
	本府施設に起因する事故・火災による本府施設及び太陽光発電設備の損傷	○		
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本府施設運営・業務への障害		○